

○消防庁告示第二号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十一条の三第五項の規定に基づき、平成元年消防庁告示第四号（消防用設備等試験結果報告書の様式）の一部を次のように改正する。

令和二年四月一日

消防庁長官 林崎 理

別記様式第一から別記様式第三十八まで中「~~ア~~ ~~イ~~」を「~~ア~~ ~~イ~~」に改める。

別記様式第一、別記様式第十から別記様式第十五まで、別記様式第十九から別記様式第二十二まで、別記様式第二十九から別記様式第三十一まで及び別記様式第三十三から別記様式第三十八まで中「（ ）項・」を「（ ）項」に改める。

別記様式第二中「屋内消火栓消火設備」を「屋内消火栓設備」に改める。

別記様式第二から別記様式第五まで、別記様式第九、別記様式第十、別記様式第二十一及び別記様式第三十から別記様式第三十二まで中「~~ロ~~」を「~~リ~~」に改める。

別記様式第四、別記様式第六から別記様式第八まで、別記様式第十二、別記様式第十三、別記様式第十五、別記様式第十九、別記様式第二十、別記様式第二十二から別記様式第二十四まで及び別記様式第三十八中「操作盤」を「総合操作盤」に改める。

別記様式第六中「遅延措置」を「遅延装置」に改める。

別記様式第九中「屋外消火栓消火設備」を「屋外消火栓設備」に改める。
別記様式第九、別記様式第十及び別記様式第十八中「簡易耐火建築物」を「準耐火建築物」に改める。

附 則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 消防法施行規則第三十一条の三第一項第二号に規定する報告書の様式については、この告示による改正後の平成元年消防庁告示第四号別記様式第一から別記様式第三十八までにかかわらず、この告示の施行の日から起算して六月を経過するまでの間は、なお従前の例によることができる。